

第9回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年2月24日(金)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後3時27分

第9回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

選挙第 3号 久喜市農業委員会会長代理の互選について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第37号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第39号 久喜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第37号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第38号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第39号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について

報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第42号 農業用施設用地に供する届出について

報告第43号 農地の改良に係る届出について

報告第44号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 15名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
17 番	早 野	公 夫 君			

欠席委員 3名

7 番	高 橋	眞 一 君	11 番	高 橋	七 海 君
16 番	坂 卷	泰 子 君			

推進委員

久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君	久喜 5	内 田	高 司 君
久喜 6	石 井	幸 宏 君	栗橋 6	遠 藤	正 幸 君
鷺宮 6	野 本	謙 一 君			

事務局

事務局長	渋 谷	修	副主幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼係長	横 山	玲 央

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） 定刻となりましたので、第9回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、高橋眞一委員さん、高橋七海委員さんと坂巻泰子委員さんからご欠席の連絡をいただいております。

それでは初めに、長谷川会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。1番、杉田委員さん、2番、岸田委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について2件ご報告いたします。

初めに、2月8日です。関東農政局農林振興部農村計画課主催により令和4年度農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場がウェブにて開催され、横山主事が出席いたしました。内容につきましては、農地転用許可制度などの意見交換でした。

次に、2月14日です。令和4年度農業委員会埼玉地方協議会農業委員会会長及び事務局長合同視察研修会が開催され、長谷川会長と私のほうで出席いたしました。視察先につきましては、埼玉県種苗センターと埼玉スタジアムでした。

報告は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんから皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎選挙第3号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議事に入ります。

日程第5、選挙第3号 久喜市農業委員会会長代理の互選についてを上程いたします。

いかが取り計らいでしょうか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 亡くなられた鈴木委員さんにはご冥福をお祈りいたします。大変ご苦労さまでした。5期務められたということです。前回の農業委員会で私は初めて鈴木委員さんと話をしたのですが、窓から景色を見ながら、みずほ農協も大変だよという話をしました。74歳ということで、せめてあと10年、本当に悲しいことと思っております。

ます。私は、前回鈴木委員さんと会長職を争った杉田さんを推薦したいと思いますので、皆さん、よろしくお願いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 皆さん、どうでしょうか。

○8番（大澤一樹君） 私のほうから一言。今回会長幹事に一任していただければと思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 会長幹事に一任ということですか。

そのほか何か意見はありますか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 私はよく分かりませんが、人事を一任というのは、どういうことなのかよく分かりません。皆さんで話し合っ、自分で出たいと、それでどの人がいいよと。会長一任ということは、農業委員会の考え方としてちょっとおかしいかなと思うのですが、皆さんはいかがでしょう。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） そのほかいかがでしょうか。

委員さん。

○3番（池田庄司君） 指名推選というような話の中で、私は鷲宮の宮城与四郎さんを推薦させていただきます。宮城さんは、埼玉県の共済会の本部で副本部長を務められておりました。大変県の中でも農業行政に明るい方でございます。また、みずほの協同組合の組合長もされております。大変地元の農業関係に明るい方でございますので、長谷川会長を中心に、この久喜市の農業委員会を守り立ててくれる方だろうというふうに思っております。推薦をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長（長谷川 勲君） 分かりました。

そのほかご意見はございますか。3つの案というか、どういたしましょうか。今お二人の推薦が出ました。その2人の案と、あと会長幹事に一任という2つの案がありまして、それを決を取っていきたくと思いますが、それでよろしいですか。

○5番（川鍋 優君） 地区に幹事さんという方がおられるのです。何のための幹事かという、こういうための幹事ということで、幹事さんで別室で話し合っ、そこで決めていただくのが一番いいのではないかなと思いますので、よろしくご検討をお願いします。

○会長（長谷川 勲君） その幹事さんに一任の案と、2人の推薦の提案がありますが、2人で投票か、幹事で別室で相談してやるのか、その決を取りたいと思いますが、よろしいですか、それで。

○2番（岸田一男君） 何回も申し訳ございません。宮城さんと杉田さん、お二人いらっしゃいますけれども、両方立派な方です。杉田さんの経歴もよく知っております。久喜市農業委員会を守り立てるわけですから、大変恐縮なのですが、宮城さんと杉田さんの2人で話し合っ決めていただいたらどうでしょうか。そういうふうには思いますが、いかがでしょうか、皆さん。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 宮城委員さん。

○13番（宮城与四郎君） ただいま池田委員さんからご推薦のお話をいただきました。ありがとうございます。せっかくご推薦をいただいたところでもありますけれども、私は今回から農業委員をさせていただいておまして、まだ僅か数か月しかたっておりません。したがって、農業関係、職員も県の農業委員関係の仕事はしてきましたけれども、

久喜市の農業委員としては新米でありますので、ご推薦いただいた皆さんには大変ありがたく感謝申し上げますが、今回の件につきましては遠慮させていただきたいと思います。皆さん、申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今2つの案が出ていまして、宮城委員さんは遠慮するというので、杉田委員さんか、幹事さんが集まって決めるか、2つの案が出ていますが、それで決を取りたいと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

○5番（川鍋 優君） 1人しかいないのであれば、決を取らなくてもいいのではないですか。

○3番（池田庄司君） 杉田さんのお話が出ていますので、杉田さんを会長代理として決めるかどうかの総会の決議を取っていただければ、それでよろしいかと思いますが。

○会長（長谷川 勲君） では、それでよろしいですか。

それでは、杉田委員さんを推薦する声がありますので、杉田委員さんを会長代理にとの話がありますので、それでよろしいという人の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、杉田委員さんを多数で農業委員会会長代理に決定いたします。

◎会長代理挨拶

○会長（長谷川 勲君） それでは、会長代理になりました杉田委員さんにご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○会長代理（杉田孝行君） ただいまご紹介いただきました委員の杉田でございます。今回鈴木代理が急遽亡くなったということで、お悔やみをまずもって申し上げる次第でございます。また、途中ということで本当に残念に思うわけでございますけれども、鈴木会長代理の跡をご指名いただきましたので、精いっぱいやらさせていただきます。と同時に、久喜市農業委員会のますますの発展のため会長を補佐させていただきますので、今後ともひとつよろしく願いを申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） 杉田会長代理、ありがとうございます。

◎議案第33号

○会長（長谷川 勲君） 日程第6、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号222309、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、591平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を375アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号223306、譲受人、譲渡人ともに小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田2筆、合計4,636平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の自由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を236アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

以上2件、いずれの申請者も所有農地について良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。2月19日に6番の柴崎委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号222309番、申請地は三箇小学校から北へ80メートルぐらいの左側に位置しております。農地の状況は畑で、耕うん後でした。申請者の確約書や農機具の所有状況から、申請地の取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。2月20日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。申請書番号が223306番、資料でございますが、2をお開きください。申請地は、栗橋総合支所から東に1キロほどの水田地帯に位置しております。農地の状況でございますが、田で、水稻耕作の跡が見られまして、良好に保護されている状況でございます。申請者世帯の耕作状況、また農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員さん、池田委員さんからの調査報告について、質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第34号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

なお、申請書番号224408番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書8ページになります。申請書番号222405、申請者は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、134平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から倉庫の用地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。2月19日に柴崎委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222405番、申請地は寺田団地から南へ直線で500メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側は宅地、東側は用水路と農道、南側は市道、西側が導水路です。追認案件なので、特に問題はないと思われま

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員さんからの調査報告について、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、申請書番号224408番を除き、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、申請書番号224408番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、坂巻昭一郎委員におかれましては暫時退席願います。

〔12番 坂巻昭一郎君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案につきまして事務局に説明いたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の8ページ、申請書番号224408、申請者は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑2筆、合計65平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から住宅に出入りするための通路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（宮城与四郎君） 13番の宮城でございます。申請書番号224408につきまして、22日に現地調査をさせていただきましたので、結果を報告させていただきたいと思

います。ただいま事務局のほうから説明があったとおり、本件につきましては、昭和45年の線引き前から宅地に出入りをするための通路として使用されていたものでありまして、今般農地法に抵触をするということが判明をいたしましたので、是正をしたいということでありま

相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの宮城委員からの調査報告について質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一の君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、申請書番号 224408 番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

坂巻昭一郎委員の入室を求めます。

〔12 番 坂巻昭一郎君着席〕

◎議案第 35 号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページから12ページまでになります。申請書番号221552、譲受人は川越市に本社を置き、食料品及び家庭用品等の住居関連商品の販売を行っている法人となります。譲渡人については、吉羽4丁目在住の方が29名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田44筆、合計2万1,331.46平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借設定によります店舗を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、埼玉県を拠点とし、関東1都6県でスーパーマーケットを展開している法人で、本市において既存店舗への影響も少なく、また高齢化社会が進み、免許返納者が増えると見込まれる中で、近隣在住の方が徒歩圏内で行ける店舗用地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地に新たな店舗を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書12ページから14ページまでになります。申請書番号223529、譲受人は東京都港区に本店を置き、不動産業等を行っている法人となります。譲渡人については、高柳在住の方ほか20名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田42筆、合計2万5,112.10平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸倉庫を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在首都圏、関西圏、主要県を中心に全国33の倉庫を所有しており、今後の物流事業の増加のために新規の貸倉庫建築の敷地を探していたところ、高速道路に近いなど交通アクセスが魅力的な立地である当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな貸倉庫を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224551、譲受人は宮城県仙台市在住の方、譲渡人は鷺宮5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑2筆、合計353平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模

が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在市外の社宅にて妻と子供と共に生活しておりますが、今後も転勤が多い可能性があり、実家からも近く、また本社への通勤圏である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の15ページ、申請書番号224556、譲受人は東京都江東区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、鷺宮6丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪ほか地内の畑11筆、合計2,287.23平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建て売り住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、鷺宮総合支所から500メートル以内に位置していることから、第2種農地と判断しております。公共施設や商業施設からも距離が近いなど、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に6棟の建て売り住宅建築を販売することとなっております。

続きまして、申請書番号224557、譲受人は志木市在住の方、譲渡人は鷺宮6丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑2筆、合計480平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在、母、妻、子供と共に市外の賃貸借住宅にて生活しておりますが、2年前から同居を始めた母や障害を抱えている子供が家族等のサポートを受けつつ、自分のことは自分でできる、自立できる住宅を造りたいと考え、サポートを期待できる既に家を出ている譲受人の長女の家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書16ページ、申請書番号224558、譲受人は加須市在住の方ほか1名、譲渡人は西大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑2筆、田2筆、合計444平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在妻と子供と共に市外の自己用住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、現在の住まいを売却し、駅も近く、譲受人の通勤にも便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上6件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 2番の岸田でございます。資料の5、221552を御覧いただきたいと思っております。申請地は、久喜駅の東口、この駅前通りを東に約1キロ程度直進した、この道路の北側でございます。申請地は、北側が市道、農道及び水路、西側は市街化区域に面しております。住宅地及び市道、それから南側は市道2号線ということですので。それから、東側につきましては農道、市道となっております。図面にもありますように、東西に長い敷地となっております。面積的には、全体の開発面積は2.5ヘクタール程度となっております。それから、この敷地の中には久喜市の市道と水路、これが入っております。ですから、開発に基づいて付け替え処理をするものと考えられます。

それから、この区域の雨水処理につきましては、貯留槽を設けて水路に放流するというようになっております。そ

れから、汚水につきましては、合併浄化槽ではなく、公共下水道で市のほうに放流するという処理になっておりました。それから、この地域につきましては、昨年10月でしたか、農地利用最適化推進委員の方と農地パトロールを行いました。そのときは、雑木がかなりあったのですけれども、現在は雑木がきれいに剪定されていて、純然たる畑となっております。状況は以上でございます。したがって、さしたる支障はないものと考えております。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。2月20日に現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号が223529番、資料につきましては6を御覧ください。申請地につきましては、久喜市立の栗橋西小学校から北に1.1キロほどの地点でございます。加須市と久喜市の行政界、市境に位置をしております。農地の状況でございますが、地目は田で、休耕地でございます。開発区域の範囲につきましては、北側が加須市の豊野台工業団地、東側が国道の125号、栗橋大宮バイパス線、南側が1級河川中川の支流でございます十王堀川、西側が加須市の大利根クリーンセンターとなっております。

被害防除につきましては、外周を全てコンクリート土留めで覆う計画となっております。また、敷地内の雨水につきましては、地下の貯留槽にて調整をしまして、土地改良区が管理をいたします十王堀排水路に排水する計画となっております。汚水及び雑排水につきましては、敷地内に整備する合併浄化槽にて処理をいたしまして、その処理水は雨水と同様、十王堀排水路に放流する計画となっております。

なお、工事期間中、大変長い期間でございますが、敷地境界にはフェンスを設置しまして、工事車両の出入りは、ガードマンを配置し、周囲の安全を図ることから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○13番（宮城与四郎君） 13番の宮城でございます。現地調査の結果を報告いたします。

資料の7、224551を御覧いただきたいと思ひます。当該申請地は、市立鷲宮中学校から北西に300メートルほど行った住宅街の中にありまして、周囲は住宅でありまして、作付しているような農地はございません。被害の発生状況等も確認をしましたが、被害発生のおそれはなく、隣接地への土砂の流出防止等については、マウントアップして対応するというところでございます。

続きまして、資料の8、224556を御覧いただきたいと思ひます。本件は、久喜市の鷲宮温水プールから東に150メートルほど行ったところへございまして、現地は北側が住宅、東と西が更地という状況でございます。隣接する農地がありますけれども、被害防止対策をするということでありまして、住宅の敷地の周囲はコンクリートブロックを設置して、周囲に被害が出ないように対策を講じるということでございます。

続きまして、資料の9を御覧いただきたいと思ひます。久喜市の鷲宮温水プールから東へ150メートルほど行ったところへございまして、北側が住宅、それから東側も住宅、南側が駐車場、西側が住宅という状況であります。隣接する農地がございますが、被害防止策として、汚水排水は、南側の敷地に本下水がございますので、そこに接続して排水するというところでありますし、隣接農地に雨水が流れ込まないよう対策を講じるということでもあります。また、東、西、北側の隣接地との境界にはブロック塀を設けて対策を講じるということでございます。

続きまして、資料の10を御覧いただきたいと思ひます。鷲宮中学校から東へ400メートルほど行った変電所の隣にある土地でございます。申請地は周囲を住宅に囲まれておりまして、耕作されているような農地は周囲にはございません。雨水につきましては、合併処理浄化槽を設けて対策を講じるということでございます。周囲に影響が出るような事象は見受けられませんでした。

以上4案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

- 14番（野口和幸君） 14番の野口です。223529でちょっとお伺いしたいのですけれども、この場所の用途地域は何になっていますか。
- 主事（横山玲央君） 当該地域は、都市計画法34条12号の産業系の地域となっております。
- 14番（野口和幸君） 用途は何ですか。
- 主事（横山玲央君） 用途までは、ちょっと私のほうでは把握していないところです。申し訳ありません。
- 14番（野口和幸君） いずれにしても、ここは農業振興地域外ということなのですけれども、どんな感じになるのでしょうか。農業振興地域外の農地ですよね。事業計画者は特積み事業者とか特定運送事業者とか、そういう名称になっているのでしょうか。
- 主事（横山玲央君） 特積みではなく、倉庫を造って、そこのテナントを募集する、いわゆる貸倉庫、そういった事業を行っている法人となります。
- 3番（池田庄司君） 申請書番号が221552、ヤオコーさんの賃貸借権の設定でございますけれども、この期間は何年ぐらいなのでしょう。
- 主事（横山玲央君） 賃借の期間につきましては、契約から30年間を予定しております。
- 以上です。
- 会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。
- 討論に入ります。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。
- 採決に入ります。
- それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。
- 〔賛成者挙手（多数）〕
- 会長（長谷川 勲君） 多数をもって原案のとおり可決決定します。
- ◎議案第36号
- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。
- 事務局に説明を求めます。
- 村田係長。
- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の18ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月1件の計画変更が出されております。
- 申請書番号222537、土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、2,898平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和3年の3月30日、事業目的を圏央道4車線工事に係る橋梁工事及び附帯工事の工事用道路及び工事用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、一時転用期間として、令和3年の4月から1年10か月間の期間の予定でしたが、その後状況が変わり、期間を1年間延長し、令和6年2月29日までとして計画変更の申請が提出されたものでございます。

内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条1項の規定による許可の取消を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第37号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第37号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第37号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の20ページから25ページまでになります。今月は52件の申出を受けておりまして、うち新規案件44件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、議案書の20ページ、申請書番号久喜の53番、54番は、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、江面ほか地内の田3筆、合計1,664平米でございます。借手は江面在住の方、貸手は江面ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付3年間、賃借料は反当たり6,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、議案書20ページから21ページまで、申請書番号、久喜の57番から62番までは、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、太田袋地内の田16筆、合計1万8,339平米でございます。借手は宮代町在住の方、貸手は太田袋ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜63番、利用権を設定する農地北青柳地内の田1筆、1,952平米でございます。借手、貸手ともに北青柳在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付1年9か月間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書21ページから22ページまで、申請書番号、久喜64番から76番までは、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、原地内の畑21筆、合計1万614平米でございます。借手は越谷市に事務所を置く法人、貸手は原ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑10年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲116番、利用権を設定する農地は菖蒲町菖蒲地内の田3筆、合計981平米でございます。

す。借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書22ページから25ページまで、申請書番号、菖蒲の117番から130番まで、栗橋の25番から29番まで、鷺宮の4番は、借手が同じため、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町小林ほか市内の田39筆、畑3筆、合計5万4,794平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町小林ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、貸借権の設定、水稻作付10年間ほか、賃借料は反当たり玄米30キログラム相当額ほかを予定しているものでございます。

続きまして、議案書の25ページ、申請書番号、鷺宮の3番、利用権を設定する農地は中妻地内の田1筆、1,429平米でございます、借手は八甫2丁目に事務所を置く法人、貸手は中妻在住の方となっております。設定する利用権は、貸借権の設定で、水稻作付1年間、賃借料は反当たり玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮の9番、利用権を設定する農地は八甫地内の田2筆、合計1,490平米でございます、借手、貸手ともに八甫2丁目在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規、再設定を合わせて114筆、11万3,282平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、菖蒲117番から130番まで、栗橋25番から29番まで、鷺宮4番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

初めに、久喜53番、54番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員さんよりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしくお願いします。

今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市江面にお住まいの方で、現在は水稻を1.6ヘクタール耕作しています。地域との関係もよく、地域の中心となる若手担い手として意欲的な営農活動をされていると思われれます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜57番から62番までの借手につきましては、市外在住者のため、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜の57番から62番まで、借手の方については宮代町在住の方のため、宮代町の農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在水稻及び野菜を965アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜63番の借手につきましては、久喜5地区の内田推進委員さんよりお願いします。

○久喜5（内田高司君） 内田です。よろしくお願いします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、北青柳地区にお住まいの方です。現在は、水稻を約1,336アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる若手担い手として営農活動をされています。

よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜64番から76番までの借手につきましては、久喜6地区の石井推進委員さんよりお願いします。

○久喜6（石井幸宏君） 石井です。よろしくをお願いします。

今回の借手の方は、今年から営農される法人でございます。今回初めて利用権の設定をするということで、昨年の11月10日ですか、長谷川会長、事務局の方と私で面接を行いました。借手が借りる場所は、原地区でありまして、面積が1万614平米の農地を借りまして、トマト、サツマイモ、ジャガイモを栽培するということです。地域の中心となる担い手として活動されるのではないのでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲116番の借手につきましては、市外の法人のため、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の116番、借手の方については、桶川市に事務所を置く法人のため、桶川市の農業委員会へ経営状況等を確認しました。現在水稲及び野菜を合計で1,211アール耕作しており、良好に耕作管理され、また積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷲宮3番と鷲宮9番の借手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 推進委員さん本日お休みのため、私のほうから報告させていただきたいと思います。

申請書番号、鷲宮の3番、借手の方については、八甫2丁目に事務所を置く法人でございます。地元の推進委員に確認したところ、現在個人として水稲及び野菜を204アール耕作しており、良好に耕作管理されており、まだ年齢も若く、兄弟で積極的に営農活動をしているとの報告を受けております。

続きまして、申請書番号、鷲宮の9番、こちらにつきましても地元推進委員さんに確認したところ、現在水稲及び野菜を262アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされていると報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 21ページの原の天沼の関係なのですが、1万平米弱ですけれども、昨年の12月の農業委員会でたしかここは農地改良、一時転用9か月ということで申請が上がっているかと思うのですが、令和5年の4月から権利設定するということですので、それまでにこれが完了するというので、前提でよろしいでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらのほうは、所有者の方で農地改良のほうの申請をしておきまして、完了してからこちらのほうで法人さんが耕作をしていくということになっております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問ございませんか。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。この64から76はどのような会社で、あと今後農地を耕作するに当たって、農機具等の所有はどのようなになっているかお聞きしたいと思います。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらについては、この原地区なのですが、その近くにリサイクル業を行っ

ている工場がありまして、本業としては恐らくリサイクル工場でございます。社長が代替わりをして、今の若い社長に替わったのですけれども、その方が以前から農業のほうに興味を持っていらっしゃるって、その原地区のところは実は結構荒れていたのです。草が結構繁茂している状況であって、どうにかそこを借りてできないか、耕作放棄地ということで、そこで耕作ができないかということを計画して、今回借りて今後耕作をしていこうといったところでございます。サツマイモとか、そういったものを最初作って行って、なかなかちょっと時間がかかるのだけれども、頑張っていこうというふうに報告を受けております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問ございませんか。

早野委員さん。

○17番（早野公夫君） 今回の案件なのですけれども、私もあの辺をパトロールして、何かおかしいなと。よく注意して見ているのですけれども、これだけの面積を全然農業の経験がない人が始めるということが、少し前から準備してやっていて、それを拡大するというのだったら話は分かるのだけれども、全然経験がない人が今まで荒地ですごいところだったのを重機で整地して、それですぐ耕作するというのはちょっと難しいような気がするのですけれども、大丈夫ですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） こちらについては、会長と地元の推進委員さんと私たちのほうで面接をしたのですけれども、県のほうにも営農計画を出されていて、県のほうもこれでいいのではないですかということで了解のほうは得ているところで、かつ加須市に事務所を置く農業コンサルの方が一緒に入っている。この方の別の会社です。農業のコンサルの方に入っていて、それでやっていこうということになっていたんで、特段何かおかしいところというのはなかったと思います。すごく農業をやりたいというふうに思っていたという情熱を私は感じられました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

大澤委員。

○8番（大澤一樹君） 私も同じ案件なのですけれども、先ほど作付でジャガイモ、サツマイモとあって、トマトという話があったのですけれども、トマトは施設栽培なのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） トマトのほうは、ハウスを今後計画しているというふうにお聞きしています。そこから作っていこうというのが計画としてありました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 追加させてもらいます。私も一緒に面談したのですけれども、トマトのほうはクボタのシステムを入れるということでしたから、大丈夫だと思います。

○8番（大澤一樹君） 最初から施設を作ってしまうということですか。分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほか質問はございませんか。

○1番（杉田孝行君） こういうサツマイモとか、なかなか今病害虫でできない状態なので、振興センターあたりと協力して、サポートしてもらおうようにご助言いただいたらよろしいのかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第37号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第38号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第38号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第38号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の27ページから30ページまでになります。

初めに、菖蒲の29番、設定を受ける農地は菖蒲町小林ほか地内の田15筆、合計1万6,939平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で2,824アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり米30キログラム相当額ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の30番、設定を受ける農地は菖蒲町新堀地内の田1筆、1,040平米でございます。借手の方は、菖蒲町新堀在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で47アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、28ページ、菖蒲31番、設定を受ける農地は菖蒲町小林ほか地内の田5筆、合計1万2,314平米でございます。借手の方は、菖蒲町上栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で401アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲32番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の田1筆、1,758平米でございます。借手の方は、菖蒲町下栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で264アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲の33番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、2,186平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で385アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲34番、設定を受ける農地は菖蒲町小林ほか地内の田10筆、1万8,129平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,354アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間ほかとなっております。

続きまして、29ページ、菖蒲の35番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田8筆、畑1筆、合計1万2,385平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で446アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり9,000円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲36番、設定を受ける農地は菖蒲町新堀地内の田1筆、818平米でございます。借手の方は、菖蒲町新堀在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で5アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲の37番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田2筆、合計2,090平米でございます。借手の方は、

菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で51アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付8年間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲38番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、4,707平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で707アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、栗橋の10番、設定を受ける農地は狐塚地内の田2筆、合計1,455平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,840アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋の11番、設定を受ける農地は高柳地内の田1筆、1,011平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,373アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付5年8か月間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、30ページ、栗橋の12番、設定を受ける農地は小右衛門ほか地内の田8筆、合計1万5,490平米でございます。借手の方は、桜田4丁目在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,034アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋13番、設定を受ける農地は高柳地内の田2筆、合計3,970平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,190アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付5年8か月間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋14番、設定を受ける農地は河原代地内の田1筆、2,330平米でございます。借手の方は、河原代在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で162アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、水稲作付3年6か月間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、鷲宮の1番、設定を受ける農地は東大輪地内の畑3筆、合計2,424平米でございます。借手の方は、静岡県川根本町に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で40アール耕作しております。設定する権利は賃貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料は反当たり4,500円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第39号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第39号 久喜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について上程します。

事務局に説明を求めます。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第39号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、以前郵

送でも送らせていただきまして、本日右肩に議案第39号資料と書かれたものを御覧いただければと思います。先日2月1日にまず指針の案をお配りさせていただきまして、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんからご意見のほうを募集したところがございます。その中で、意見のほうは委員さんのほうからありまして、いただいた意見を基に修正等をさせていただいたのが本日お配りさせていただいたものでございます。

内容につきまして、委員からご指摘があった箇所について内容を修正しました。前回からの変更点としまして、第1の基本的な考えというところがありまして、そこについて変更させていただいたのが、2段落目に本市を流れる主な河川、用水のほうを入れまして、そちらについては、市の総合振興計画があるのですけれども、その計画のところを書いてあるものを採用させていただいております。

また、4段落目の地域計画の説明を、ちょっと長かったので、欄外のほうに地域計画の説明のほうを移動させていただいて、文章を見やすくさせていただいたところがございます。

次に、2ページ目になります。2の担い手への農地利用の集積・集約化について、その(1)、担い手への農地利用集積目標、そちらの項目についての変更点、(2)のほうに行きます。農地利用の集積については、圃場整備も考える必要があること、また遊休農地の解消後の作物についても言及したほうがいいという意見がございまして、そちらについては、3ページ目のイのところがあると思うのですけれども、「また」以下をちょっと付け加えさせていただきまして、市の審議会等において、農地利用の集積、集約化に資する意見については、参加している農業委員さんとして積極的に提言をしていくことということで明記をさせていただきました。

変更点については、以上の2点となります。議案第39号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての説明は以上となります。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

久喜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を決定することについて、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、報告になります。

議案書の33ページ、農地法第4条の届出になります。今月は、3件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、35ページから38ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は、12件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の40ページ、農地法第5条の許可の取消し申出についてでございます。今月は、取消しの申出

が1件提出されております。こちらについては、令和4年9月に自己用住宅建築のための農地法第5条の許可がなされた案件ですが、計画の変更のため、今回取消しの申出が提出されたものでございます。

続きまして、42ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は、3件の届出を受理しており、相続または遺贈を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の44ページから46ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、12件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、48ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は、1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

続きまして、50ページ、農地の改良に係る届出についてでございます。施工面積が1,000平米未満、工期が1か月以内の軽微な農地改良の届出を1件受理しております。農地改良後につきましては、野菜の作付を予定している内容となっているものでございます。

続きまして、52ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは、時効取得による所有権移転登記に関する通知が1件届けられております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月は2つあります。まず1つ目は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会、2つ目は農業委員会の委員の補充についてです。

それでは、1つ目の認定農業者の認定について、事務局から照会事項等について、その内容説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただいておりますA4コピーのもので、農業経営改善価格の認定に係る意見についてと書かれたものを御覧いただければと思います。こちらについては、農業経営改善計画の認定、認定農業者を認定に当たりまして、農業経営者から今回は県に対しまして改善計画が提出されました。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。現在の作付面積は約1万3,900アール、目標とする営農類型は水稻と麦の複合経営でございまして、作付面積を1万8,600アールまで拡大する計画となります。家族経営協定を結んでございまして、年齢が71歳、68歳、43歳でございます。申請者は、現在鴻巣市の農業委員会の委員さんでございます。鴻巣市、加須市、吉見町に農地を所有し、さきの3市町に加え、久喜市菖蒲町の小林、主に鴻巣市境のところで農地の借入れをして耕作のほうをしております。今後農地の借入れを進めて、また高性能の機械を導入などして生産の効率化を図ることを目標にしております。各市町の状況も各農業委員会に確認したところ、地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何か質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、鴻巣市在住の農業者の方から提出されました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定いたしたいと思います。

続きまして、2つ目の農業委員会の委員の補充についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、農業委員会の委員の補充について説明させていただきたいと思います。

議席番号18番、鈴木好雄委員におかれましては、令和5年1月31日に逝去されたことで欠員となっております。条例の中では、農業委員会の定数が19人と規定されているところです。また、久喜市の農業委員会の委員選任に関する規則がありまして、委員の補充については、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は委員の補充に努めなければならない、また別の項で委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合には速やかに委員を補充しなければならないと規定されています。法律等の規定上、農業委員が1名欠員することに即時補充をする必要というのはないのですが、欠員が生じたことによって農業委員会の事務が適切に処理できなくなるおそれがある場合には委員を補充する必要があると考えられることから、委員の皆様のご意見を伺いまして、農業委員会として市に対して委員の補充を求めているかどうか、ご意見を伺いたいと思います。

なお、市に対して委員の補充を求めている場合には、市に対して農業委員会会長から文書を出し、その決定が下り次第、委員の募集を開始したいと思います。委員の募集については、28日間の募集期間を設けて、市のホームページや市のメール配信等で周知し、各支所等で募集用紙の配架等を行っていきます。その後、市の農業委員候補者選考委員会に意見を求めて、最終的には市議会の同意を得て市長からの委嘱という流れになっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何か質問がございましたらお受けいたします。

池田委員。

○3番（池田庄司君） 先ほどありました農業委員の補充の件でございますが、先日栗橋地区の籠宮委員と少しお話をさせていただきました。その結果につきましてちょっとご報告をさせていただきます。

去年の7月に私ども辞令をいただきまして、まだ1年も経過していない状況でございます。したがって、任期がまだ2年以上残っているということがまず1点、それと業務を遂行する方策といたしまして、現地調査班というのを事務局のほうでおつくりになっているわけでございますが、栗橋につきましては、もともと3名という委員の数の中で、残された2名で従前の業務をやり遂げていくというのはちょっと難しいのかなというふうなことがございまして、早期の補充をぜひともお願いをしたいというふうな考えております。

なお、補充をするという方向で進めていただければ、現地調査班につきましては、補充までの期間、この2名でやらせていただきたいというふうな考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

そのほかに何か質問等ございませんか。

坂巻委員。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番の坂巻でございます。私も鈴木代理が急逝をいたしまして本当にびっくりしているところでございまして、先ほど来調査班のお話も出ましたが、その中で2回ほどしかやっていない。2人で確認させていただいたわけでございますけれども、できますれば補充をいただいて3名にしていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

大澤委員。

○8番（大澤一樹君） 私のほうからも、ここも多分地域計画になるということで、地域での話合いを行わなくてはならないということになるので、やっぱり農業委員さんが必要だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

そのほかに質問はございませんか。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 先ほど池田委員さんのほうからお話のとおり、現地確認については、栗橋地区と鷺宮地区、班編成を2名ずつで行っている状況下だと思います。1名欠員になると、変則的に1名で現地調査をしなければならぬという支障が出てくるのではなかろうかということから、早急に欠員の補充をお願いしたい状況でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

そのほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、農業委員会の委員の補充について、市に対して補充を求めていることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって市に対して委員の補充をお願いすることに決定いたしましたと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時27分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年2月24日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 杉 田 孝 行

署 名 委 員 岸 田 一 男